

総社市告示第100号

総社市防災士育成事業補助金交付要綱（平成25年総社市告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月14日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補助対象経費及び補助金の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助金の額は、1人当たり<u>64,000円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>総社市防災士育成事業補助金交付申請書</u>（様式第1号）により市長に申請するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（補助金の交付決定）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を<u>審査の上</u>、補助金交付の可否を決定し、<u>総社市防災士育成事業補助金交付決定（却下）通知書</u>（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。</p> <p>（1）第5条に規定する申請の内容に変更があるときは、<u>総社市防災士育成事業補助金変更交付申請書</u>（様式第3号）により承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。</p> <p>（2）補助事業を中止しようとするときは、<u>総社市防災士育成事業中止申請</u></p>	<p>（補助対象経費及び補助金の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補助金の額は、1人当たり<u>62,000円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>防災士育成事業補助金交付申請書</u>（様式第1号）により市長に申請するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（補助金の交付決定）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を<u>審査し</u>、補助金の可否を決定し、<u>防災士育成事業補助金交付決定（却下）通知書</u>（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。</p> <p>（1）第5条に規定する申請の内容に変更があるときは、<u>防災士育成事業補助金変更交付申請書</u>（様式第3号）により承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。</p> <p>（2）補助事業を中止しようとするときは、<u>防災士育成事業補助金中止申請</u></p>

改正後	改正前
<p>書（様式第4号）により承認を受けること。 （実績報告及び補助金の請求）</p> <p>第8条 交付決定者は、防災士機構に防災士認証登録をされたときは、速やかに<u>総社市防災士育成事業実績報告書</u>（様式第5号）及び<u>総社市防災士育成事業補助金請求書</u>（様式第6号）に防災士認証状又は防災士証の写しを添えて、市長に提出するものとする。 （補助金の<u>交付</u>）</p> <p>第9条 略</p>	<p>書（様式第4号）により承認を受けること。 （実績報告及び補助金の請求）</p> <p>第8条 交付決定者は、防災士機構に防災士認証登録をされたときは、速やかに<u>防災士育成事業補助金実績報告書</u>（様式第5号）及び<u>防災士育成事業補助金交付請求書</u>（様式第6号）に防災士認証状又は防災士証の写しを添えて、市長に提出するものとする。 （補助金の<u>支払</u>）</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。